

浜松市福祉館の利用に係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市福祉館条例（昭和37年浜松市条例第8号。以下「条例」という。）及び浜松市福祉館条例施行規則（平成14年浜松市規則第104号。以下「規則」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則に定めるところによる。

(開館時間の変更に係る審査基準)

第3条 条例第4条第2項に規定する「市長が必要があると認めるとき」とは、申請者が施設を利用するにあたり、準備等の必要があると認められ、管理上支障がない場合をいう。

(休館日等の変更に係る審査基準)

第4条 条例第5条に規定する「市長が特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 公共機関が利用する場合
- (2) 当該福祉館の地域全体に係る催しとして、福祉館を利用することが適当である場合
- (3) 福祉館の推進に資する事業（ただし、広く一般市民を対象とした事業に限る）として浜松市が共催する場合

(利用の許可に係る審査基準)

第5条 条例第7条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に福祉館の名称を利用させその他営利事業を援助する場合
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支援する場合
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持する場合
- (4) 利用の申請が他の利用と競合する場合
- (5) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合
- (6) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (7) 条例第8条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第 8 条第 1 号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、福祉館における集会の自由を保障することの重要性よりも、福祉館で集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいい、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

3 条例第 8 条第 2 号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、直接的利益にとどまらずに当該組織に間接的な利益を与えることをいう。

4 条例第 8 条第 4 号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、主催者が集会を平穩に行おうとしているにもかかわらず、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合をいう。

（使用料の後納に係る審査基準）

第 6 条 条例第 9 条第 2 項に規定する「その他市長が特別の理由があると認める場合」とは、人権啓発の推進のための団体が使用料を納付する場合をいう。

（使用料の減免に係る審査基準）

第 7 条 条例第 10 条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、人権啓発センター及び施設所管課が人権啓発の推進のための事業を行う場合をいい、全額免除とする。

（使用料の還付に係る審査基準）

第 8 条 条例第 11 条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、公共施設としての業務執行上、施設の利用が困難となった場合をいう。

（利用許可の取消しに係る処分基準）

第 9 条 条例第 13 条第 1 号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 条例第 9 条第 2 項の規定に違反して使用料を納付しないとき。
- (2) 条例第 12 条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 規則第 9 条各号に規定する遵守事項に違反したとき。
- (4) 規則第 10 条の規定による職員の入室を拒んだとき。

2 条例第 13 条第 2 号に規定する「管理上支障があるとき」とは、第 5 条第 4 項に規定する場合をいう。

(標準処理期間)

第10条 次に掲げる申請等があった場合は、申請日から7日以内に処理を行う。

- (1) 規則第2条第1項の規定による福祉館の利用許可の申請
- (2) 規則第4条の規定による福祉館の利用許可の取消し又は変更の申し出
- (3) 条例第9条第2項ただし書きの規定による使用料の後納の申請
- (4) 規則第7条各号の規定による福祉館使用料の減免の申請
- (5) 規則第8条第2項の規定による使用料の還付の申請

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。